

## 来訪意欲を増進させるためのオンライン技術活用事業

### 公募要領

- 公募期間  
令和3年2月 17日(水)～令和3年3月 17日(水) 17:00
- 問合せ先  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2  
国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 地域資源活用推進室  
連絡先: [hqt-dx-katsuyou@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-dx-katsuyou@gxb.mlit.go.jp)

令和3年2月

## I. 来訪意欲を増進させるためのオンライン技術の活用事業の概要

### 1. 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、我が国の観光は厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、観光庁では本年度12月3日に策定した「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」に基づき、感染拡大防止策の徹底を大前提に、当面の観光需要の回復を担う日本人国内旅行の需要を強力に喚起しつつ、その上で、インバウンドについても国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国・地域から回復を図ることで、現在掲げている2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円等の目標達成に向けた取組を引き続き行うこととしています。

観光庁では、これまで、訪日観光における消費機会の拡大が期待できる潜在的コンテンツや新たな観光コンテンツの開拓・育成を実施してきました。その一環で、デジタル技術を活用した観光コンテンツも取り扱ってきたところ、近年、デジタル市場は拡大の一途を辿っており、様々な分野でデジタル技術の導入やDX<sup>※1</sup>が進んでいる中で、観光コンテンツとしての付加価値の飛躍的な向上については課題が残っています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外への旅行制限及びオンライン観光の普及により、リアルな観光への期待が増大する中、観光における新たな体験価値の提供がこれまで以上に求められています。このような社会的背景からも、観光需要の回復を見据えたデジタル技術の観光への活用は急務と言えます。

そこで令和3年度の本事業では、これまでデジタル技術の導入・有効活用があまり進んでいない観光産業において、「一定の愛好家が存在する日本ならではのモノ消費コンテンツ」や「その時・その場所でしか楽しめないトキ消費コンテンツ」等を核とし、観光コンテンツとオンラインツアーをはじめとしたオンライン技術とを組み合わせることで、観光需要や消費意欲を創出し、来訪意欲の増進に資する事業を募集いたします。

本事業は、令和3年度の予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

※1: デジタル技術及びデータを活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、組織の文化・風土や業務を変革することにより、競争上の優位性を確立すること。

## Ⅱ. 募集内容

### 1. 応募条件

オンライン技術活用事業(以下、「本事業」という。)の対象となる応募者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- (1) 既存のオンライン技術を活用し、観光資源と融合させ、観光需要や消費意欲を創出できる複数の観光事業者、旅行会社、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間企業等が連携して構成する組織や団体といった単位(以下、「応募団体」という。)での応募を基本とすること。
- (2) 応募団体として、代表団体決め、当該代表団体が代表して応募することとし、当該代表団体は本事業を遂行する責任を負うこと。
- (3) 応募団体は、本事業の遂行に必要となる組織、人員を有し、それぞれの役割が適切に分担され、明確化されていること。
- (4) 本事業は令和3年度の単年度事業だが、令和4年度以降も自発的に継続・活用をする意思を有し、地域の関係者と連携してその地域の観光需要の創出を計画していること。
- (5) 応募団体のいずれの組織や団体も、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (6) 応募団体のいずれの組織や団体も、観光庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。また、過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁との契約を解除されている者ではないこと。
- (7) 応募団体のいずれの組織や団体も、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。

### 2. 募集対象事業

以下のいずれかの分野のコンテンツを核とした上で、観光需要や消費意欲を創出させ、来訪意欲の増進に資するオンライン技術の活用事業をご提案ください。

【分野Ⅰ】 一定の愛好家が存在するモノ消費コンテンツ(例:盆栽、錦鯉、酒等)

【分野Ⅱ】 その時・その場所でしか楽しめないトキ消費コンテンツ(例:花見、祭り等)

注:なお、分野Ⅰ・Ⅱによらないコンテンツを核とする場合は、「その他」分野として応募ください。

オンライン技術の活用として、例えば、観光客・事業者がコミュニケーションを取り合える仮想空間やプラットフォームの構築、オンラインツアーの企画・実施(プロモーションに近い映像配信、一過性のイベントは除く)、オンライン上での観光地の情報提供や消費機会の提供等を想定していますが、オンライン技術の活用の提案内容はこれらに限られるものではありません。積極的なご提案をお願いします。

なお、本事業の規模(国費による部分)については、1件あたり15百万円程度(上限20百万円程度)を目安としていますが、選定件数の多寡や、選定過程における観光庁及び有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整させていただきます。

また、本事業に選定された応募団体(以下、「活用事業者」という。)は、選定後、本事業を実施するにあたり、有識者等の意見を踏まえ、事業事務局(観光庁が別途指定する事業事務局を指す。以下この公募要領において同じ。)と調整の上、事業計画書を作成させていただきます。

### 3. 支援対象

本事業において支援対象は、以下の取組とします。

- ① 地域・事業者の連携構築に係る取組  
(セミナー開催、地域事業者同士によるネットワーク構築等)
- ② 来訪意欲の維持・増進に向けた観光資源の高付加価値化に係る取組  
(オンラインツアーや仮想空間といったオンライン技術を活用したコンテンツ造成等)
- ③ 地域・事業者の受入環境や体制の整備等に係る取組  
(ガイドの人材育成等)
- ④ 取組の広報活動とその検証に係る取組  
(メディア掲載、各種PR媒体の活用や効果に対する検証等)
- ⑤ 効果検証や事業報告書等の作成  
(各種取組やオンライン技術活用の成果・課題の抽出やそれらを取りまとめた報告書作成等)
- ⑥ その他、観光庁が必要と認める取組

### 4. 対象経費

#### (1) 国の費用負担

本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものであり、本事業に要する対象経費を国が負担するものです。

#### (2) 対象経費の区分

本事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。なお、本事業に使用されることが証明できるものに限りです。

I. 活用事業費	
①人件費	本事業を行うために必要な人件費に限る(例:報告書等の作成、評価・検証、モデルケース構築等に従事する者の人件費)。
②旅費	本事業を行うために必要な出張に係る経費に限る。
③謝金	本事業を行うために必要な謝金に限る(例:会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。
④借料及び損料	本事業を行うために必要な機械・器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費に限る。
⑤消耗品費	本事業を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類等)の購入に要する経費に限る。 なお、備品(財産として残るもの)となるものはリース(借料及び損料)により対応すること。
⑥その他諸経費	本事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが確認できるものであって、①～⑤いずれの区分にも属さないもの。 例:本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。 翻訳通訳、速記費用 印刷費
II. 再委託費	事業事務局との取決めにおいて、活用事業者が事業の一部を活用事業者以外に行わせるために必要な経費。
III. 一般管理費	本事業を行うために必要な経費であって、本事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I.及びII.の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。

### (3) 再委託に関する事項

本事業の一部を活用事業者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。

また、主たる業務の多くの部分を活用事業者以外に委託することはできません。

### (4) 対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事業事務局が精査し、事業完了後に活用事業者へ支出する精算払いとなります。次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

#### 【補足事項】

以下のような経費は対象といたしません。

- ① 建造物等施設の建設・改修に関する経費

- ② 事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 国、都道府県、市町村等の別事業により、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ④ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ⑤ 財産が残る可能性のある経費や経常的な経費
- ⑥ 営利のみを目的とした活動
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑧ 従前から実施している活動や本事業以外の活動における人件費及び旅費
- ⑨ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費等
- ⑩ 親睦会に係る経費
- ⑪ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑫ 本事業の応募のために要する費用
- ⑬ その他、本事業と無関係と思われる経費

## 5. 実施期間

原則として、観光庁が選定し、事業事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和4年1月31日までの期間を、経費計上の期間としますが、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁が認めた場合は、この限りではありません。

ただし、事業完了後も、令和3年度末に開催を予定している成果報告会(令和4年2月～3月頃の開催を予定。)において本事業の成果を報告していただく可能性があります。

### Ⅲ. 活用事業者の選定

#### 1. 活用事業者の選定

##### (1) 選定方法

活用事業者の選定に当たっては、以下に示す「選定基準」に従って、応募期限までに応募のあったものの中から、観光庁及び有識者により構成される選定委員会（4月上中旬に実施予定）において選定を行います。

##### (2) 選定基準

###### ① 形式審査

- 応募者が「Ⅱ. 募集内容」の「1.応募条件」に掲げる要件を満たしていること。
- 応募事業が「Ⅱ. 募集内容」の「2.募集対象事業」に掲げる要件を満たしていること。

###### ② 内容審査

次の各項目について審査いたします。必要に応じて、応募者に対して、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施いたします。

#### <審査における評価ポイント>

1) 理解度・的確度	【審査項目】本事業の趣旨に適合しているか。 ○ 応募団体の抱える課題の把握度 ○ 本事業の趣旨への適合度
2) 独創性・有効性	【審査項目】独創性があり、効果的な活用が期待できる提案内容であるか。 ○ オンライン技術の活用内容の独創性 ○ 本事業の目的に対するオンライン技術の貢献度 ○ 数値目標の妥当性
3) 実行性・継続性	【審査項目】事業の確実な遂行のためのリソースを有し、実施や継続に向けた計画、地域や関係者との連携体制が整備されているか。 ○ 事業遂行のための必要な役割とその分担の明確化 ○ 事業遂行のための必要なスキルの保持と体制整備 ○ 事業後の継続可能な実施体制及び計画の具体化

##### (3) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事業事務局から、選定者に対して電子メール等で通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等について公表いたします。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

## 2. 応募方法

### 【応募書類の提出方法】

電子データで提出してください。

なお、電子データの容量は全体で 10MB 以内に納めてください。(どうしても容量が 10MB を超過する場合は観光庁までお問い合わせください。)

注: 電子データは、ウイルスチェックを確実に実施してください。

【提出先】 hqt-dx-katsuyou@gxb.mlit.go.jp

【応募期限】 令和3年3月 17 日(水) 17:00 迄

【提出内容】 次の各書式を作成し、提出してください。

- 概要説明書
- 様式 1: 応募書
- 様式 2-1: 応募団体概要書
- 様式 2-2: 体制図
- 様式 3: 事業計画書
- 様式 4: 必要経費の内訳

### 【その他注意事項】

- 概要説明書は「Microsoft Power Point」で1枚程度、様式 1～4 は原則「Microsoft Word」で日本語で作成してください。
- 「応募書式一式をまとめた PDF データ」及び「応募書式それぞれのオリジナルデータ」の双方を提出してください。

## 3. 公募手続きに関する質問

### 【質問受付期間】

令和3年2月 19 日(金)～3月5日(金) 17:00(必着)

### 【質問方法】

電子メールにてお問い合わせください。また、件名の冒頭に【問合せ】と付記してください。

### 【宛先】

hqt-dx-katsuyou@gxb.mlit.go.jp

#### IV. 留意点

##### 1. 応募について

- (1) 数日間のイベントやモニターツアーのみの実施、単なる広報素材のみの作成など、旅行消費額の増加や来訪意欲の増進への寄与度が低いと考えられるものについては、本事業の応募対象とはいたしません。
- (2) 2020年12月25日公募開始の「これまでにない観光コンテンツやエリアマネジメントを創出・実現するデジタル技術の開発事業 ([https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05\\_000326.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics05_000326.html))」に応募された者も本事業に応募することができます。

##### 2. 応募内容等について

- (1) 本事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 本事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本事業の選定を受けた活用事業者は、選定通知を受けた後、本事業の内容を変更する場合、又は本事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないこと。  
ただし、観光庁又は事業事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではない。
- (4) 応募内容についてヒアリング(オンラインを含む)を実施する場合や、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があること。
- (5) 応募書に虚偽の記載や、ヒアリング時に虚偽があった場合は、本応募を無効とすること。
- (6) 応募書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供すること。

##### 3. 事業期間中について

- (1) 活用事業者は、観光庁及び事業事務局から、実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、観光庁、事業事務局及び有識者から、事業内容や必要経費等について、コーチング(改善指導等)を実施することがあり、これに伴って事業内容や必要経費等を大きく変更していただく場合があります。
- (3) 中間報告会を開催して、進捗状況や取組内容等を報告いただく予定であります。

##### 4. 事業完了後について

- (1) 活用事業者は、事業完了後1週間以内に、次の書類を提出していただきます。  
(書類の様式は、活用事業者に対し別途指定いたします。)

- 様式 6: 完了報告書
  - 様式 7: 精算報告書
  - 様式 8: 経費内訳報告書
  - 様式 9: 事業実施報告書
- (2) 年度末に成果報告会の開催を検討しており、本事業の成果を報告いただく可能性があります。
  - (3) 事業完了後には、各地域における旅行消費額の拡大に向けた取組の参考となるよう、活用事業者においても本事業の成果を対外的に情報発信していただく場合があります。なお、提出いただく事業実施報告書を国において公開することがあります。
  - (4) 令和4年度以降においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業後に本事業に関する報告を求めることや、関係者へのヒアリング、事業成果の発表を求める場合があります。

#### 5. 事業経費・精算について

- (1) 応募時においては定量的な成果目標を示していただき、その達成状況及び事業実施報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 本事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (3) 既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、既に提供されているコンテンツそのものの実施費用は、経費の対象外といたします。
- (4) 活用事業者(代表団体)は、本事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。
- (5) 取組に係る経費は、本事業終了後、様式6、7、8、9及び証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。
- (6) 活用事業者(代表団体)は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や選定された事業を遂行する等の義務が生じます。

#### 6. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から本事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に事業事務局に報告するとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず事業事務局にその内容をご報告してください。また、その報告の内容を事業実施報告書に含めていただく場合があります。

#### 7. その他

- (1) 本事業において提出された書類等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法

律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

- (2) PR 映像撮影、報道機関への発信、イベントや広報活動など、協力依頼を行う可能性があり、依頼を受けた際には協力していただく場合があります。
- (3) 本事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりといたします。
  - ① 成果物に関する著作権<sup>※</sup>、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
  - ② 成果物に含まれる活用事業者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
  - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、活用事業者(代表団体)が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
  - ④ 活用事業者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (4) 本事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することといたします。
  - ① 提供された情報、本事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
  - ② 提供された情報及び本事業実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁と協議の上、については、令和4年3月31日以降速やかに全て消去する。

(5) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。